

有料職業紹介

業務の運営に関する規定

事業所名 株式会社アルファーツー

第1 求 人

1 本所は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業、運輸・通信の職業、生産工程・労務の職業に関して、国内全域を対象として、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、電話、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示して下さい。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示してください。

第2 求 職

1 本所は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業、運輸・通信の職業、生産工程・労務の職業に関して、国内全域を対象として、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行います。

4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。

6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介致しません。

7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも、同様報告してください。

2 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれに漏らしません。

3 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的取扱いは一切致しません。

4 本所の取扱業務の範囲は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業、運輸・通信の職業、生産工程・労務の職業に関して、国内全域の地域を扱うものと限定します。

5 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2007年 6月 1日

代表者

取締役社長 黒岩 為人